

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ケニア	ケニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	ケニアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むケニアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,300,000 千円 -----	H18.1.11 ナイロビ (同日)	日本側 宮村智在ケニア大使 ケニア側 ザウデアイ・ムウ ケニア側 ア財務大臣	H18.1.24 35号
ケニア	貧困農民支援に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	460,000 千円 H18.3.31まで	H18.1.11 ナイロビ (同日)	日本側 宮村智在ケニア大使 ケニア側 ザウデアイ・ムウ ケニア側 ア財務大臣	H18.1.30 49号
ケニア	ケニヤッタ大学日本語学習機材整備計画に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	ケニヤッタ大学日本語学習機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1の機材の輸送に必要な役務の供与	38,500 千円 H19.3.31まで	H18.7.4 ナイロビ (同日)	日本側 宮村智在ケニア大使 ケニア側 アモス・キムニヤ財務大臣	H18.7.20 429号
ケニア	アフリカ理数科・技術教育センター拡充計画に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	アフリカ理数科・技術教育センターの拡充に必要な 1. アフリカ理数科・技術教育センターの拡充に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,211,000 千円 H19.3.31まで	H18.7.4 ナイロビ (同日)	日本側 宮村智在ケニア大使 ケニア側 アモス・キムニヤ財務大臣	H18.7.20 430号
ケニア	地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	地方給水計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	497,000 千円 H19.3.31まで	H18.9.1 ナイロビ (同日)	日本側 宮村智在ケニア大使 ケニア側 アモス・キムニヤ財務大臣	H18.9.12 543号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。